

練学歯発 7 号  
令和 2 年 4 月 22 日

会員各位

練馬区学校歯科医会  
会長 草柳 英二  
[公印省略]

練馬区教育長より学校再開日の再変更について以下の通り依頼がありました。ご報告  
いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

2 練教教施第 10147 号  
令和 2 年 5 月 8 日

練馬区学校歯科医会  
会長 草柳 英二 様

練馬区教育長 河口 浩  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する学校再開日の再変更について（依頼）

日頃より児童生徒の保健事業にご尽力いただきありがとうございます。

区では、令和 2 年 4 月 3 日付け 2 練教教施第 10033 号において依頼させていただいたとおり、令和 2 年 5 月 7 日より学校を再開する予定でいました。

しかしながら、現状の新型コロナウイルスの感染状況から、国は 5 月 4 日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の実施期間を、5 月 31 日まで延長することとしました。これを受け東京都も、外出自粛や休業要請等を内容とする緊急事態措置の期間を延長し、あわせて、東京都教育委員会は、都立学校に対し 5 月 31 日までに休業延長を通知し、小中学校等区立学校についても同様の対応とするよう要請したところです。

このような状況を踏まえ、区では小中学校の休業を 5 月 31 日までさらに延長することとしました。

4 月から予定していた春の定期健康診断の日程は、既に 9 月以降に変更させていただいているところですが、健康診断実施の際は、十分な感染症対策を講じた上で、健康診断の実施のほどを重ねてお願い申し上げます。

すべての児童生徒が健康な状態で、安心して学校生活をおくれるよう学校、教育委員会、学校医等の学校保健関係機関が連携し、一丸となって感染症対応を実施し、克服していきたいと考えております。

学校での感染症対応への引き続きのご理解・ご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。